

林地開発許可制度 ~森林のはたらきを守るためのルール~

林地開発許可制度ってどんな制度？

◎ 乱開発から森林のはたらきを守るための制度です

自然にやさしい開発が適正に進められるように、森林の持つ4つの大切なはたらきが損なわれる心配がないかチェックします。

森林の4つのはたらき

<p>1</p> <p>災害を防ぐはたらき</p> <p>土砂の流出や土砂崩れなどの災害の発生を防ぐはたらき</p> <p>Check Point ①</p> <p>開発によって周辺に土砂の流出や土砂崩れを発生させるおそれがないか</p>	<p>2</p> <p>水害を防ぐはたらき</p> <p>雨を吸収し蓄えることにより水害の発生を防ぐはたらき</p> <p>Check Point ②</p> <p>開発によって開発地の下流に水害を発生させるおそれがないか</p>
<p>3</p> <p>水を育むはたらき</p> <p>雨を蓄え時間をかけて水を供給するはたらき</p> <p>Check Point ③</p> <p>開発によって地域の水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないか</p>	<p>4</p> <p>環境を守るはたらき</p> <p>生態系や生活環境を守り森林景観を形成するはたらき</p> <p>Check Point ④</p> <p>開発によって周辺の環境や景観を悪化させないように適切に森林を残しているか</p>

どんな森林が対象になるの？

◎ 国有林や保安林以外のほとんどの森林が対象になります

県知事が定めた地域森林計画の対象となる民有林で、保安林・保安施設地区・海岸保全区域に指定されていない森林が対象になります。この制度の対象とならない保安林などで開発を行う場合は、別途手続きが必要になります。

どんな開発が対象になるの？

◎ 1ヘクタールを超える開発が対象になります

森林以外への転用、造成、土石の採掘など、土地の形質を変える行為によって1ヘクタール（太陽光発電施設の設置が目的の場合0.5ヘクタール）を超える開発を行う場合は、県知事（静岡市・浜松市・沼津市・富士市・磐田市・焼津市・藤枝市内で開発を行う場合はその市長）の許可が必要です。

具体的な開発事例

工場 事業場 住宅団地 別荘地 レジャー施設 ホテルなどの宿泊施設
ゴルフ場 農用地 採石場 道路 廃棄物処分場 残土処分場 など

こんな場合も対象になります

<p>道路だけを開発</p> <p>幅員が3mを超え、道路の面積が1haを超える場合</p>	<p>共同で開発</p> <p>合計1ha超</p> <p>※太陽光発電施設の設置が目的：1haを0.5haに替替え</p>	<p>少しずつ開発</p> <p>合計1ha超</p> <p>※太陽光発電施設の設置が目的：1haを0.5haに替替え</p>
---	---	--

適切に森林を残すための目安

開発の目的に応じて、開発地内の森林を残す割合や外周に森林を配置する幅が決められています

森林を残す割合の例

工場・事業場：25%以上 別荘地：60%以上
レジャー施設：50%以上 ゴルフ場：50%以上

森林を配置する幅の例

工場・事業場 20ha以上の場合：30m以上
レジャー施設：30m以上 採石場：30m以上

ご相談・お問合せ

林地開発許可担当部署	電話番号
経済産業部 森林保全課	054-221-2643
賀茂農林事務所 治山課	0558-24-2084
東部農林事務所 治山課	055-920-2173
富士農林事務所 森林整備課	0545-65-2203
中部農林事務所 治山課	054-286-9077
志太榛原農林事務所 治山課	054-644-9158
中遠農林事務所 治山課	0538-37-2303
西部農林事務所 森林整備課	053-458-7235
静岡市 森林政策課	054-354-2145
浜松市 林業振興課	053-457-2159
沼津市 農林農地課	055-934-4752
富士市 林政課	0545-55-2784
磐田市 農林水産課	0538-37-4913
焼津市 農政課	054-626-2158
藤枝市 農林基盤整備課	054-643-3350

または開発計画地の市町役場にお問合せください